

川越市なぐわし公園
温水利用型健康運動施設等整備運営事業
実施方針

平成 21 年 7 月 29 日

川越市

はじめに

川越市（以下「市」という。）は、川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、本事業を効率的・効果的に推進するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。最終改正平成 15 年法律第 132 号。以下「P F I 法」という。）に基づく事業として実施することを検討している。

本事業に関し、P F I 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）の選定を行うに当たって、P F I 法第 5 条第 1 項の規定により実施方針を定めたので、同条第 3 項に基づき、次のとおり公表する。

川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業実施方針目次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項.....	1
2 特定事業の選定方法等に関する事項.....	7
第2 事業者の募集及び選定に関する事項.....	9
1 事業者選定の方法.....	9
2 選定の手順及びスケジュール.....	9
3 応募手続等.....	10
4 入札参加者が備えるべき参加資格要件	14
5 審査及び選定に関する事項	17
6 審査結果及び評価の公表方法.....	18
7 提出書類の取扱い.....	18
第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	19
1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	19
2 提供されるサービス水準.....	19
3 選定事業者の責任の履行に関する事項	19
4 市による事業の実施状況の監視.....	19
第4 立地並びに規模及び配置に関する事項	22
1 施設の立地条件	22
2 施設の概要.....	22
第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	24
第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項.....	24
1 事業者の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合の措置.....	24
2 市の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合の措置	24
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置.....	24
4 金融機関と市との協議.....	25
5 その他.....	25
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項.....	25
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	25
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	25
3 その他.....	25
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	26
1 議会の議決.....	26

2 情報公開及び情報提供.....	26
3 入札に伴う費用負担	26

様式 1 実施方針等説明会申込書

様式 2 実施方針等に関する質問書

様式 3 実施方針等に関する意見書

添付資料 1 リスク分担表（案）

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

都市公園（温水利用型健康運動施設等）

(3) 公共施設の管理者等の名称

川越市長 川合 善明

(4) 事業目的

川越市は、第三次川越市総合計画において、「公園の整備と充実」の中で「レクリエーション・スポーツの拠点の整備」として「なぐわし公園」を位置付けており、平成19年11月に運動、休息、遊び、散策、観賞等、市民の多様なニーズに対応する場として、「なぐわし公園基本計画（以下「公園基本計画」という。）」を策定している。

公園基本計画においては、具体的な施設として、隣接する仮称新清掃センター熱回収施設の熱を利用した温水利用型健康運動施設（以下、「本施設」という。）並びに多目的に利用できるグラウンド、芝生広場及び修景池を整備することを計画しているが、第1期事業として、公園のメイン施設となる本施設の早期の整備を目指しており、平成20年12月に「なぐわし公園温水利用型健康運動施設基本計画（以下「施設基本計画」という。）」を策定した。

本事業は、施設基本計画に基づき、熱を有効活用した温水プール、温浴施設をはじめ、多目的ホール、トレーニング室、大広間等を整備し、施設基本計画の基本方針にある「市民の健康と活力を創造するために、市民が自発的な健康づくり・体力づくりを行うきっかけを誘発する施設」、「市民の地域活動や憩いの場として機能し、地域の交流拠点となる施設」等とすることで、公園基本計画の基本方針にある「市民の健康増進・レクリエーション利用」、「地域交流」等を実現することを目的として実施するものである。

また、市は、本事業をPFI事業として実施することで、本施設に対して民間のノウハウを積極的に活用し、施設の建設、維持管理及び運営に関して、より効率的で、かつ、質の高いサービスの提供を目指していくものである。

また、環境に配慮した施設設計及び維持管理、運営を期待するものである。

なお、本事業に当たっては、「公園基本計画」、「施設基本計画」における下記の基本方針等を基に事業を行うものである。

【なぐわし公園の基本テーマ】

『「緑と水と健康をはぐくむ、さわやか空間の創出」』

【なぐわし公園の基本方針】

- ア 市民の健康増進・レクリエーション利用
子供から高齢者まで誰もが一日楽しく安心して運動、遊びができる施設整備を行うものとする。
- イ 余熱利用
(仮称)新清掃センターでごみを処理する際に発生する熱を利用した「温水利用型健康運動施設」を導入するものとする。
- ウ 防災機能
災害時の近隣住民の緊急的避難地、物資の収集備蓄場所等、地域の防災拠点としての機能を備えた公園整備を行うものとする。
- エ 地域交流
地元住民による地域交流の場として公園を有効に活用できるよう、施設整備を行うものとする。
- オ 環境配慮
小畔川と連携し、生き物や水系など環境面や景観面に配慮しつつ、自然とふれあえる場づくりを目指した施設整備を行うものとする。

【温水利用型健康運動施設の基本テーマ】

『市民の健康・活力・交流を創出する活動拠点』

【温水利用型健康運動施設の基本方針】

- ア 公園機能と連携し、公園と一体となって機能する施設
- イ 市民の健康と活力を創造するために、市民が自発的な健康づくり・体力づくりを行うきっかけを誘発する施設
- ウ 市民の地域活動や憩いの場として機能し、地域の交流拠点となる施設
- エ 市民誰もが楽しめ、利用できるような開かれた施設

(5) 事業の範囲

本事業は、P F I法に基づき、選定事業者がなぐわし公園温水利用型健康運動施設等の設計・建設・工事監理業務を行い、竣工後施設を市に引渡し・所有権移転の上、これら施設の維持管理業務並びに運営業務の一部を遂行することを事業の範囲とする。

本事業における業務範囲は、次のとおりとする。

ア 設計・建設業務

- (ア) 事前調査業務及びその他関連業務
- (イ) 設計及びその関連業務
- (ウ) 建設工事及びその関連業務（外構工事費等を含む）
- (エ) 備品等の設置工事及びその関連業務
- (オ) 工事監理業務
- (カ) 建設に伴う各種申請等の業務（建築確認申請等）
- (キ) 工事に伴う近隣対策
- (ク) 国庫補助金申請図書作成補助業務
- (ケ) 本施設の引渡し業務

イ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 備品等保守管理業務
- (エ) 屋外施設保守管理業務
- (オ) 環境衛生管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 植栽維持管理業務
- (ク) 警備業務
- (ケ) 修繕・更新業務

※防災備品の管理は選定事業者の業務対象外とする。

ウ 運営業務

- (ア) 利用受付業務（総合案内・広報、利用許可、利用料金收受、利用調整）
- (イ) 施設管理業務（各諸室利用管理）
- (ウ) 施設における各種教室等の実施業務
- (エ) 物品販売、飲食提供事業運営業務
- (オ) 送迎バス運営業務
- (カ) その他運営に関して必要な業務

※事業区域外の公園管理業務及び災害時対応業務は選定事業者の業務対象外とする。

※仮称新清掃センターからの余熱（温水）は無償供与とする。

(6) 施設の利用形態

本事業における利用形態は、次のとおりである。

利用形態の詳細や利用条件、利用料金等設定の考え方は、要求水準書で提示する。

ア 個人利用

(ア) 個人利用者が自由に利用することができる形態。

イ 専用利用

(ア) 一般専用利用

- ・各種団体等がスポーツやレクリエーション活動等のため施設の一部を専用利用する形態
- ・選定事業者以外のものが、営利や宣伝を目的としたイベント等を開催するために、施設の一部を専用利用する形態

(イ) 事業者専用利用

- ・選定事業者が、要求水準書により市が求める教室等を開催するため、施設の一部を専用利用する形態（要求事業）
- ・選定事業者が、自らの提案による教室等を開催するため、施設の一部を専用利用する形態（自主事業）

(7) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、以下ア、イにより構成される。

ア 市のサービス購入料

(ア) 設計・建設の対価

本施設の設計及び建設に要する費用及び市が分割して支払うことに伴う割賦利息等の合計額で、事業契約においてあらかじめ定める額を割賦方式により選定事業者を支払う。

なお、市は、施設建設費について都市公園防災事業費補助金及び起債を活用する予定であり、それについては、設計建設時（1年目及び2年目）に分割して支払うものとする。

(イ) 運営・維持管理の対価

本施設の運営及び維持管理に要する費用のうち、選定事業者の提案金額を基に決定した金額で、事業契約においてあらかじめ定める

額を支払う。

イ 利用者から得る収入

(ア) 利用者から得る利用料金収入

本施設の一部は地方自治法第244条の規定による公の施設とし、選定事業者を地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定する予定であり、施設利用料金は同法第244条の2第8項に定める利用料金制度により、選定事業者が直接収受する。

なお、実際の利用料金収入が、提案された収入を大きく上回った場合等の市への還元方法等については、入札公告時に示す。

(イ) 各種教室等に関する収入

選定事業者が本施設を利用して実施する各種教室等（自主事業）に係る収入。ただし、市の承認を得たものに限る。

なお、本収入の一部は、市のサービス購入料の削減に資するものとし、詳細は入札公告時に示す。

(ウ) 独立採算により行う事業に係る収入

選定事業者が独立採算により行う物品販売、飲食提供事業に係る収入

(8) 事業方式

本事業は、選定事業者が本施設を設計・建設し、竣工後に本施設を市に譲渡したうえ、維持管理業務及び運営業務の一部を遂行する方式（B T O (Build, Transfer and Operate) 方式）を想定している。

(9) 事業スケジュール

ア 事業期間

設計・建設期間	平成22年(2010年)7月～平成24年(2012年)6月
本施設の引渡し	平成24年(2012年)6月末日まで
準備期間	平成24年(2012年)7月末日まで
維持管理・運営期間	平成24年(2012年)8月1日 ～平成39年(2027年)3月31日

イ 契約等の締結

仮契約	平成 22 年(2010 年) 5 月 (予定)
本契約	平成 22 年(2010 年) 6 月 (予定)

(10) 事業に必要と想定される根拠法令等

選定事業者は、本事業実施に当たって、以下に掲げる関連の各種法令（施行令及び施行規則等も含む）関連条例、要綱・各種基準について適宜遵守すること。

- ア 地方自治法
- イ 都市計画法
- ウ 都市公園法
- エ 建築基準法
- オ 屋外広告物法
- カ 道路法
- キ 建築士法
- ク 建設業法
- ケ 消防法
- コ 公衆浴場法
- サ 電気事業法
- シ 大気汚染防止法
- ス 水質汚濁防止法
- セ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ソ 騒音規制法
- タ 振動規制法
- チ 警備業法
- ツ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- テ エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ト 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ナ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ニ 水道法
- ヌ 下水道法
- ネ 労働安全衛生法
- ノ 食品衛生法
- ハ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ヒ 遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省通達）

- フ プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省通達）
- ヘ 埼玉県福祉のまちづくり条例
- ホ 埼玉県生活環境保全条例
- マ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
- ミ 埼玉県公衆浴場法施行条例
- ム 埼玉県土砂のたい積等の規制に関する条例
- メ 川越市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則
- モ 川越市都市公園条例
- ヤ 川越市都市景観条例
- ユ 川越市中高層建築物建築紛争の予防及び調整条例
- ヨ 川越市屋外広告物条例
- ラ 川越市良好な環境の保全に関する基本条例
- リ 川越市地球温暖化対策条例
- ル 川越市土砂のたい積等の規制に関する条例
- レ 川越市廃棄物の処理及び再利用に関する条例
- ロ 川越地区消防組合火災予防条例
- ワ 川越市公衆浴場法施行細則
- ヲ 川越市プールの安全安心要綱
- ン その他本事業実施に関連する法令、条例、要綱等

(11) 事業期間終了時

事業期間の終了時には、選定事業者は本事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、温水利用型健康運動施設を要求水準書に示す状態に保持すること。

2 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 選定方法

市は、本事業について、業務の質が担保され、かつ、市民サービスの向上が図られることを前提とした上で、従来型の手法により実施した場合に比べて、P F I（Private Finance Initiative）の手法により実施することで、財政資金の効率的・効果的活用が図られることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。

(2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

ア コスト算出による定量的評価

イ 事業者に移転されるリスクの検討

ウ P F I 事業として実施することの定性的評価

エ 上記結果を踏まえたV F M (Value for Money) の検討による総合的
評価

(3) 選定結果の公表方法

市は、前項の規定に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、V F M評価を明らかにした上で、市のホームページ等を通じて公表する。なお、客観的な評価に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合においても同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定の方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。そのため、事業者の選定に当たっては、サービスの対価の額をはじめ、設計能力、建設能力、工事監理能力、維持管理能力、運営能力、資金調達能力等を総合的に評価することとする。

また、事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札を採用することとする。

2 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、下記のとおりである。

日 程 (予定)		内 容
平成 21 年	7 月 29 日	① 実施方針の公表
	8 月 6 日	② 説明会の開催
	8 月 7 日	③ 実施方針に関する質問・意見受付
	～8 月 19 日	
	8 月 31 日	④ 実施方針に関する質問回答公表
	8 月下旬	⑤ 実施方針への意見等に対するヒアリング
	8 月下旬	⑥ 要求水準書案の公表
	9 月中旬	⑦ 要求水準書案に関する質問・意見受付
	9 月下旬	⑧ 要求水準書案に関する質問回答公表
	9 月下旬	⑨ 特定事業の選定・公表
	9 月下旬	⑩ 要求水準書案への意見等に対するヒアリング
	11 月上旬	⑪ 入札公告
	11 月中旬	⑫ 入札説明書等に関する質問受付
	12 月上旬	⑬ 入札説明書等に関する質問回答公表
平成 22 年	1 月中旬	⑭ 参加表明、資格審査申請の受付
	1 月下旬	⑮ 資格審査結果通知の発送
	2 月上旬	⑯ 入札（提案書の受付）
	3 月下旬	⑰ 落札者の選定

4月	⑱ 基本協定の締結
5月	⑲ 仮契約締結
6月	⑳ 本契約成立

3 応募手続等

(1) 実施方針等の公表、説明会の開催 (①・②)

市は、本事業に対する事業者の参入を促進するため、実施方針等を閲覧に供するとともに、実施方針等に関する説明会を下記のとおり開催し、事業内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方を提示する。

ア 実施方針等の閲覧

閲覧期間	平成21年7月29日(水)～ (ただし土、日、祝日を除く)
閲覧時間	9時～12時、及び13時～17時
閲覧場所	川越市元町1丁目3番地1 川越市役所5F 都市計画部公園整備課

なお、実施方針は、市ホームページでも閲覧可能である。

ポータルサイト>市政・ビジネス>市政情報>川越市の方針・計画>都市基盤・生活基盤>川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業

イ 説明会の開催

開催日時	平成21年8月6日(木)午前10時～
開催場所	川越市郭町1丁目18番地7 川越市市民会館 2階 第1・2・3会議室
参加者	本事業への参画に関心を有する民間企業
参加人数	1社3名まで
申込方法	様式1「実施方針等説明会参加申込書」に必要事項を記入し、下記申込書提出先に電子メールにて申込むこと。
申込期限	平成21年8月3日(月)午後5時必着
申込書提出先及び連絡先	川越市都市計画部公園整備課(川越市役所5F) 電話:049-224-5965 FAX:049-225-9800 E-mail:koenseibi@city.kawagoe.saitama.jp
注意事項	・様式1を添付ファイルとして送付すること。 ・電子メールの件名は、「PFI説明会」とすること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メール送信後、土日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信が無い場合は、上記連絡先へ連絡すること。 ・実施方針等については、市ホームページからダウンロードして持参すること。
--	--

(2) 実施方針に関する質問・意見受付及び質問回答公表 (③・④)

市は、実施方針に記載した内容に関して質疑応答、意見等の受付を以下の要領で行う。

ア 実施方針に関する質問・意見の提出

受付期間	平成 21 年 8 月 7 日 (金) ~平成 21 年 8 月 19 日 (水) 午後 5 時必着
提出方法	質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式 2 質問書、様式 3 意見書に記入の上、下記提出先に電子メールまたはフロッピー若しくは CD-ROM の郵送 (印刷物も添付) にて提出のこと。 (※ファイル形式は Microsoft Excel のこと)
提出先及び連絡先	川越市都市計画部公園整備課 (川越市役所 5F) 電 話 : 0 4 9 - 2 2 4 - 5 9 6 5 F A X : 0 4 9 - 2 2 5 - 9 8 0 0 E-mail : koenseibi@city.kawagoe.saitama.jp
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メールの際は、様式 2、3 を添付ファイルとして送付すること。 ・電子メールの件名は、「PFI 質問」、「PFI 意見」とすること。 ・電子メール送信後、土日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信が無い場合は、上記連絡先へ連絡すること。 ・フロッピーを郵送した場合は、書式を出力したものも併せて送付し、到着の確認を上記連絡先まで行うこと。

イ 実施方針に関する質問回答の公表等

公表日 (予定)	平成 21 年 8 月 31 日 (月)
閲覧期間 (予定)	平成 21 年 8 月 31 日 (月) ~ (ただし土、日、祝日を除く)

閲覧時間	9時～12時、及び13時～17時
閲覧場所	川越市元町1丁目3番地1 川越市役所5F 都市計画部公園整備課

なお、回答は、市ホームページでも閲覧可能である。

[ポータルサイト](#)>[市政・ビジネス](#)>[市政情報](#)>[川越市の方針・計画](#)>[都市基盤・生活基盤](#)>[川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業](#)

(3) 実施方針に対する意見等に対するヒアリング (⑤)

市は、事業者から提出された意見、提案については、原則として公表しない。ただし、公表することについて、事業者から承諾を得ている場合は、質問回答と併せて公表することがある。

なお、事業者等から提出のあった意見・提案のうち市が必要と判断した意見等については、直接ヒアリングを行うことも予定している。

(4) 要求水準書案の公表 (⑥)

市は、本事業に対する事業者の参入を促進するため、要求水準書案を公表する。

(5) 要求水準書案に関する質問・意見受付及び質問回答公表 (⑦・⑧)

市は、要求水準書案に記載した内容について質疑応答を行うものとする。具体的な日程は、要求水準書案の公表の際に提示する。

(6) 特定事業の選定・公表 (⑨)

市は、実施方針及び要求水準書案に対する意見等を踏まえ、本事業がPFI事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を市のホームページ等で公表する。

(7) 要求水準書案への意見等に対するヒアリング (⑩)

市は、事業者から提出のあった意見、提案については、原則として公表しない。ただし、公表することについて、事業者から承諾を得た場合は、質問回答と併せて公表することがある。

なお、事業者等から提出のあった意見・提案のうち市が必要と判断した意見等については、直接ヒアリングを行うことも予定している。

(8) 入札公告 (11)

市は、本事業を特定事業と選定した場合は、入札公告を行い入札説明書等（入札説明書、要求水準書、事業者選定基準、様式集、契約書(案)等）を公表する。

(9) 入札説明書等に関する質問受付、入札説明書等に関する質問回答公表 (12・13)

市は、入札説明書等に記載した内容について質疑応答を行うものとする。具体的な日程は、入札説明書にて提示する。

(10) 参加表明、資格審査申請の受付 (14)、資格審査結果通知の発送 (15)

市は、入札参加希望者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、入札参加希望者に通知する。なお、参加表明書の提出方法・時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

(11) 入札（提案書の受付） (16)

市は、資格審査通過者に対し、入札説明書に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

(12) 落札者の決定 (17)

市は、提出された提案書について総合的な評価を行い落札者を決定し、入札参加者に通知する。なお、審査結果は、P F I 法に基づき公表する予定である。

(13) 基本協定締結、仮契約締結、本契約成立 (18・19・20)

仮契約は、基本協定を経て、落札者が設立する特別目的会社（以下「S P C」という。）と締結する。また、仮契約は議会の議決を経た後に本契約とする。

4 入札参加者が備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、以下のとおりとする。

- ア 入札参加者は、本施設の設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、建設業務を行う者、運營業務を行う者、維持管理業務を行う者により構成されることを基本とする。なお、同一の者が複数の業務を行うことは妨げないが、建設業務を行う者と工事監理業務を行う者が同一になることは認めない。
- イ 入札参加者のうち、SPCに出資する者を構成員とし、そのうち1者を代表企業とすること。また、構成員以外の者（SPCから直接業務を受託し又は請け負う者）を協力企業として位置付けること。
- ウ 建設業務を行う者及び運營業務を行う者は、入札参加者の構成員とすること。なお、建設業務を行う者及び運營業務を行う者が複数いる場合は、業務を統括する者1者は構成員となること。
- エ 入札参加者のうち1者以上は、川越市内に本店を有する者とすること。
- オ 入札参加者は、参加表明書提出に当たり、必ず代表企業が手続を行うこと。
- カ 参加表明書により参加の意思を表明した構成員及び協力企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、グループの代表企業以外の構成員及び協力企業の変更に関しては市と協議を行い、市が承認した場合に限り変更を認める。
- キ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業にはなれない。

(2) 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者は、次の要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱の規定に基づく指名停止措置等を受けていない者であること。
- ウ 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱の規定に基づく指名除外措置等を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を

- 除く。
- オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- キ 上記エ、オ、カに類似する倒産手続の申立てがなされている者でないこと。
- ク 手形交換所における取引停止処分を受けている者など経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- ケ 国税、地方税を滞納していない者であること。
- コ 平成 21・22 年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載していること。
なお、本市では、10 月下旬に追加登録を予定している。詳細は後日、市のホームページ等で公表する予定である。
- サ 本事業に係るアドバイザー業務に関与していない者であること。または、当該アドバイザー業務に関与した者と資本面（50%以上の出資）若しくは人的面（役員の派遣）において関連がない者であること。
なお、本業務にかかわっている者は、以下のとおりである。
- ・株式会社日本経済研究所
 - ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所
 - ・株式会社現代建築研究所
- シ 5（1）アに規定する審査会の委員が所属する企業及びその企業と資本面（50%以上の出資）または、人的面（役員の派遣）において関連がない者であること。

(3) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計、工事監理、建設、運営及び維持管理の各業務にあたるものは、上記（2）の要件のほか、それぞれ次の要件を満たしていること。

ア 設計業務を行う者

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 平成 21・22 年度川越市競争入札参加資格者名簿において「建築設計」に登載されていること。
- (ウ) 次に掲げる施設で平成 11 年 4 月 1 日以降に施設の引渡しが完了したものの実施設計の実績を有していること。なお、この実績は、設計業務を行う者が複数の場合は、そのうちの 1 者が有すればよいも

のとし、設計実績については、共同企業体の構成員としての実績を含むものとする。

- ・25mプール以上の屋内プール施設
- ・700㎡以上の体育館（バスケットボールが出来る規模）
- ・延床面積3,000㎡以上の屋内複合スポーツ施設

イ 工事監理業務を行う者

アの設計業務を行う者と同様の要件を満たすこと。

ウ 建設業務を行う者

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。

(イ) 平成21・22年度川越市競争入札参加資格者において「建築一式工事」及び「土木一式工事」の両方に登載されていること。なお、建設業務を行う者が複数いる場合は、そのうち当該業務を統括する1者が有すればよいものとするが、その他の者も当該名簿に建設工事の業種として登載されているものであること。

(ウ) 次に掲げる施設で平成11年4月1日以降に元請として完成又は引渡しが完了したものの施工実績を有していること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る）。なお、この実績は、建設業務を行う者が複数いる場合は、そのうちの当該業務を統括する者が有すればよいものとする。

- ・25mプール以上の屋内プール施設
- ・700㎡以上の体育館（バスケットボールが出来る規模）
- ・延床面積3,000㎡以上の屋内複合スポーツ施設

※なお、入札公告時までに、建設業法に基づく経営規模等評価結果通知書の「建築一式工事」及び「土木一式工事」の総合評定値についての基準を設ける予定である。

エ 運営業務を行う者

(ア) 平成21・22年度川越市競争入札参加資格者名簿において「維持管理業務」に登載されていること。

(イ) 平成11年4月1日以降に屋内プールを含むスポーツ施設について3年以上の運営実績を有すること。

オ 維持管理業務を行う者

(ア) 平成21・22年度川越市競争入札参加資格者名簿において「維持管

理業務」に登載されていること。

- (イ) 維持管理業務を行う者は、平成11年4月1日以降に屋内プールを含むスポーツ施設について3年以上の維持管理実績を有すること。

(4) 参加資格確認基準日

参加資格要件等の確認基準日は、参加表明書の提出日とする。

(5) S P C 設立に関する要件

- ア 落札者は、仮契約前までに、本事業を実施する S P C を設立すること。
- イ 入札参加者の構成員による S P C への出資比率の合計が 5 0 % を超えること。また、代表企業は、S P C への出資者の中で出資比率を最大とすること。
- ウ 構成員は、事業契約が終了するまで S P C の株式を保有するものとし、市の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- エ S P C は、市内企業の育成や地域経済の振興にも配慮しつつ、本事業の実施に努めること。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

- ア 審査は、学識経験者等で構成する川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業 P F I 事業審査委員会（以下「審査会」という。）にて行うものとし、審査会のメンバー及び審査会で定める事業者選定基準は入札説明書と併せて公表する。
- イ 審査会において、公平性、透明性、客観性を確保したうえで、整備計画、維持管理計画、運営計画、資金計画、その他（地域経済への貢献度等）の各面から総合的に提案書の審査を行い、優秀提案を選定する。
- ウ 審査会において、優秀提案を選定するまでの間に、入札参加者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には原則として失格とする。ただし、市がやむを得ない事情と認めた場合に限り引き続き有効なものとして取り扱うことがある。なお、詳細については入札公告時に示す予定である。

(2) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

ア 資格審査

入札参加者が備えるべき参加資格要件について審査する。

イ 提案審査

入札説明書と併せて公表する事業者選定基準に基づき、入札価格並びに整備計画、維持管理計画、運営計画及び資金計画を総合的に審査する。

(3) 落札者の決定

ア 市は、審査会における優秀提案の選定結果をもとに、落札者を決定する。

イ 落札者となった入札参加者に本契約成立前に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則としてその落札者との仮契約は解除する。ただし、市がやむを得ない事情と認めた場合に限り本契約とすることがある。なお、詳細については入札公告時に示す予定である。

6 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果は、市ホームページ等を通じて公表する。

7 提出書類の取扱い

(1) 著作権

応募図書著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、本事業において、公表及びその他市が必要と認める時には、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本事業のPFI法第8条に基づく客観的評価の公表以外には使用しない。なお、本提案書は市と選定事業者の本契約成立後に返却する。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、原則として添付資料1 リスク分担表(案)によることとし、意見等の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書の公表時において明らかにする。

2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、後に公表予定である業務要求水準書(案)に提示する。意見等の結果を踏まえ、確定した内容は、入札説明書の公表時において明らかにする。

3 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、入札説明書と併せて公表する契約書(案)に基づき作成された契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

4 市による事業の実施状況の監視

(1) モニタリングの実施

市は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

(2) モニタリングの時期

ア 基本設計・実施設計時

市は、選定事業者によって行われた設計が市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

確認の結果、要求した性能に適合していない場合には、市は改善を求めることができる。

イ 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に工事施工、工事監理の状況について市の確認を受ける。

このほかに、市は、必要があるときは適時、施工状況等の確認を行う。

確認の結果、要求した性能に適合していない場合には、市は補修又は改造を求めることができる。

ウ 工事完成・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受ける。この際、市は、施設の状態が市の要求した性能を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、要求した性能に適合していない場合には、市は補修又は改造を求めることができる。

エ 施設供用開始後（維持管理・運営段階）

市は、維持管理・運営段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

確認の結果、要求した性能に適合していない場合には、市は改善を求めることができる。

オ 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、市に報告するものとする。

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書において公表する。

(4) モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用は、市の負担とする。その他の費用は選定事業者の負担とする。

(5) モニタリングの結果等

モニタリングの結果、契約書で定められた要求水準が満たされていない場合は、サービス購入料の支払延期及び支払減額、改善勧告、契約解除等の措置を講じることとする。

第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

所在地等	埼玉県川越市鯨井 1216 番地及び周辺区域 (川越都市計画公園 5・4・02 号なぐわし公園内)
土地所有者	川越市 (平成 21 年 9 月以降に川越市土地開発公社から取得予定)
敷地概要	敷地面積：都市計画事業認可約 2.6ha のうち約 2.1ha 以内 用途地域：無指定 (市街化調整区域) 建ぺい率：60% 容積率：200% 防火指定：無指定

2 施設の概要

温水利用型健康運動施設	延床面積	約 7,000 m ² 程度	
	温水プール	余熱利用を行う施設として子供から高齢者まで誰もが楽しめ、運動の場等となるプールを整備する。 25mプール (6 コース スロープ付き) 幼児用プール、ジャクジー、健康増進に資するプール、シャワー室等。	1500 m ² ～ 2000 m ²
	トレーニング室	日常的な運動の場として、各種フィットネスマシン (有酸素系、筋力系、リラクゼーション系) の設置及びスタジオ。	350 m ² ～ 450 m ²
	多目的ホール	地域のスポーツ振興に寄与する施設となるとともに地域の集会でも利用できる多目的ホールとする。 バスケットボールコート (2 面)、バレーボールコートが確保できる面積及び天井高を確保する。 集会施設としての利用を考慮し、ステージ付きのホールとする。(ステージは収納式可)	850 m ² ～ 1100 m ²
	温浴施設	余熱利用を行う施設としてレクリエーション、憩いの場となる温浴施設を整備する。 男女別浴室、サウナ等。	350 m ² ～ 450 m ²
	休憩室	各施設利用後の休憩の場として飲食のできる和室。(100 畳程度)	約 200 m ²
	会議室	地域の市民活動等の場として利用する会議室。 (最大 100 名程度収容可、3 分割可能)	約 150 m ²

	防 災 備 蓄 庫	災害時の非常食や資材等の備蓄を行う。	約 300 m ²
	更 衣 室	プール、多目的ホール、トレーニング室の利用者用の更衣室を整備する。	最 大 利 用 者 数 を 考 慮 し て 設 定
	管 理	事務室、倉庫、機械室等	適 宜 設 定
	共 用 部	エントランスホール、廊下、食堂、売店、トイレ、キッズルーム等	適 宜 設 定
エントランス広場等		公園のメイン入口に相応しい広場	
駐 車 場		駐車場 180 台以上	

第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 市は、選定事業者の責めに帰すべき事由によりサービスが事業契約に定める市の要求水準を満たしていない場合、債務不履行の場合又はその懸念が生じた場合に、選定事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。また、市は、選定事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、事業契約を解約することができる。
- (2) 市は、選定事業者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合には、事業契約を解約することができる。
- (3) 前2項の規定により市が事業契約を解約した場合、選定事業者は市に対し生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 選定事業者は、市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合には、事業契約を解約することができる。
- (2) 前項の規定により選定事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に対し生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

不可抗力により市又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合には、市と選定事業者は事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市又は選定事業者は、事業契約を解約することができる。

4 金融機関と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、選定事業者に対して本事業に関して資金を融資する金融機関と協議することを予定としている。

5 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については、事業契約書に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、法改正により措置が適用される場合には、措置を行うことができるように努める。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は選定事業者に対して補助金、出資等の支援は行わない。

ただし、選定事業者が事業を実施するに当たり、PFI法第16条に基づき国庫及び県の補助金等、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるように努める。

3 その他

市が支払う設計・建設の対価の一部については都市公園防災事業費補助金等をもって充てることを予定しているので、選定事業者は市の申請手続に協力す

るものとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

- (1) 債務負担行為の設定に関する議案を平成21年(2009年)市議会9月定例会に提出する予定である。
- (2) 事業契約に関する議案を平成22年(2010年)市議会6月定例会に提出する予定である。
- (3) 指定管理者の指定に関する議案を供用開始までの間に提出する予定である。

2 情報公開及び情報提供

本事業における情報提供は、適宜、市のホームページ等を通じて行う。

3 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札等にかかる費用については、すべて入札参加者の負担とする。

実施方針等に関する問合せ先：

川越市 都市計画部 公園整備課 なぐわし公園建設担当

住 所：〒350-8601

川越市元町一丁目三番地一

電 話：049-224-5965

F A X：049-225-9800

E - m a i l：koenseibi@city.kawagoe.saitama.jp

(様式1)

平成21年 月 日

実施方針等説明会参加申込書

「川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業 実施方針等説明会」への参加について、次のとおり申し込みます。

会社名	所在地	所属	参加者	連絡窓口	電話	電子メール	FAX
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	●	〇〇〇	〇〇〇	

(備考)

- 1社3名までの参加をお願いします。
2. 市から連絡する必要がある場合の連絡窓口の方に●を付記ください、
3. 列幅は変更しないようお願いします。

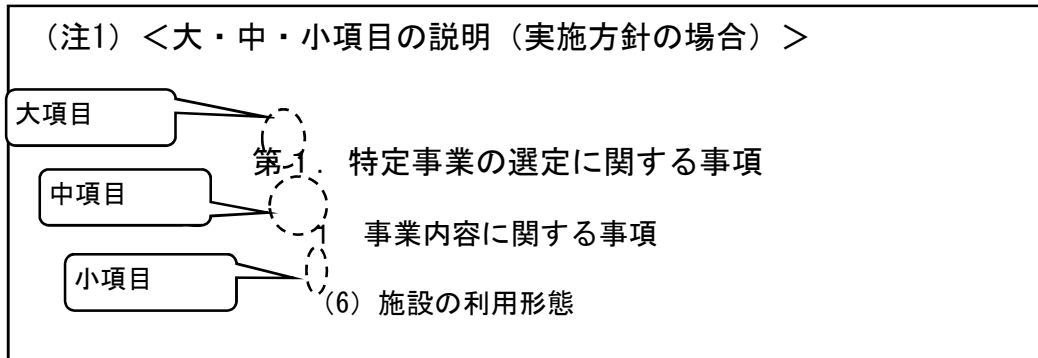
実施方針等に関する質問書

「川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業 実施方針」等について、質問事項がありますので、提出します。

提出者	会社名	〇〇〇
	所在地	〇〇〇
	所属	〇〇〇
	担当者名	〇〇〇
	電話	〇〇〇
	電子メール	〇〇〇
	FAX	〇〇〇

質問No	資料名	頁	大項目 (注1)	中項目 (注1)	小項目 (注1)	項目	質問
1		4	1	1	6	(記載例) イ 専用利 用	(記載例) (ア) 一般利用には学校利用もふくま れるか。
2							

- (備考) 1. 数字を記載する場合には、半角数字を記入してください。
 2. 質問は、本様式に応じて行数、又は枚数を増やし、「質問No」の欄に通し番号を記入してください。
 3. 列幅は変更しないようお願いします。



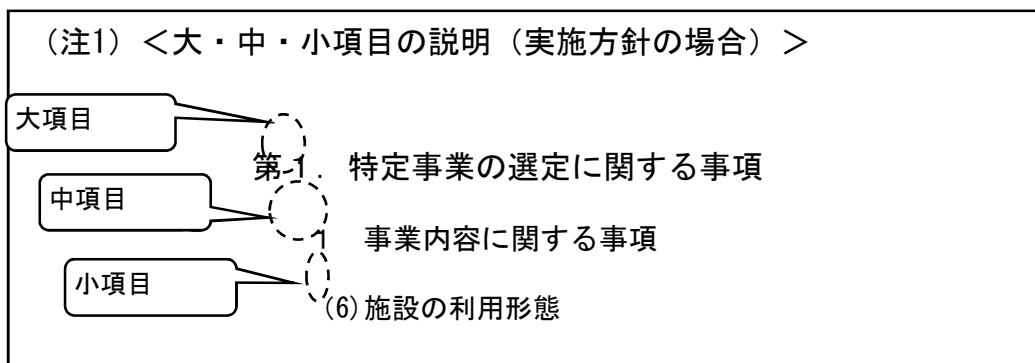
実施方針等に関する意見書

「川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業 実施方針」等について、意見・提案事項がありますので、提出します。

提出者	会社名	〇〇〇
	所在地	〇〇〇
	所属	〇〇〇
	担当者名	〇〇〇
	電話	〇〇〇
	電子メール	〇〇〇
	FAX	〇〇〇

意見No	資料名	頁	大項目 (注1)	中項目 (注1)	小項目 (注1)	項目	意見・提案
1	実施方針	4	1	1	6	(記載例) イ 専用利 用	(記載例) (ア) 一般利用には学校利用を含む場合は、予め枠を設定することが望ましい。
2							

- (備考) 1. 数字を記載する場合には、半角数字を記入してください。
 2. 意見・提案は、本様式に応じて行数、又は枚数を増やし、「意見No」の欄に通し番号を記入してください。
 3. 列幅は変更しないようお願いします。



添付資料1 リスク分担表（案）

項目	リスクの種類	リスクの内容	発生原因	リスク分担の考え方	リスク分担 (●主分担、▲従分担)	
					市	事業者
共通	入札説明書等、公募書類リスク	入札説明書等の誤りに関するもの	市	入札説明書等、公募書類は市の責任で作成・配布する資料であることから、市がリスクを負担する。	●	
		内容の変更に関するもの	市	市の指示により事業内容や用途を変更する場合は、市がリスクを負担する。	●	
	入札参加リスク	入札参加費用に関するもの	民	入札参加費用は、入札に参加する事業者が負担する。		●
	契約締結リスク	契約交渉等で折り合いがつかず選定事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合	市・民	契約手続きは市と選定事業者の双方の責任において行われるべきものであり、その不調によるリスクのうち、市にかかった費用は市が、事業者にかかった費用は事業者がそれぞれ負担する。	●	●
制度関連リスク	法制度変更リスク	法制度の新設・変更に関するもの（本事業に直接関連する法令変更）	法制度	事業者において、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待できないため、市が負担する。	●	
		法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）	法制度	事業者において、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待されるものであるため、事業者が負担する。		●
	許認可リスク	市の事由による許認可の遅延に関するもの	市	市の責によるものであり、市が負担する。	●	
		上記以外の許認可に関するもの	民	事業者の責めによるものであり、事業者が負担する。		●
	税制度リスク	一般的な税制変更（新設含む）に関するものうち、収益関係税の変更、外形標準課税に関するもの。	法制度	法人税は事業者収益活動に対して係る税金であることから、事業者が負担する。		●
		一般的な税制変更（新設含む）に関するものうち、上記以外の変更に関するもの	法制度	企業の収益に関する以外の一般的な税制変更については事業者のコントロール外にあるため、市が負担する。	●	
		消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの	法制度	消費税は、最終負担者である市が負担する	●	
		P F I 事業に特定の税制の新設・変更	法制度	本リスクは事業者のコントロール外にあるため、市が負担する。	●	
	政治関連リスク	P F I に係る議決が得られない場合（市の事由によるもの）	市	本リスクは事業者のコントロール外にあるため、市が負担する。	●	
		P F I に係る議決が得られない場合（事業者の事由によるもの）	民	本リスクは市のコントロール外にあるため、事業者が負担する。		●
		指定管理者の指定が議会で議決されない場合	市	本リスクは事業者のコントロール外にあるため、市が負担する。	●	
		政策の変更	市	本リスクは事業者のコントロール外にあるため、市が負担する。	●	

共通	社会リスク	住民問題 リスク	施設の建設自体に関する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの	市	当リスクは事業者のコントロール外にあるため、実施主体である市が負担する。	●	
			施設の建設・調査・維持管理に関する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの	民	当リスクは事業者がコントロールすべきものであり、事業者が負担する。		●
		環境問題 リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気等）に関するリスク	民	事業者に委託した業務に起因するものであるため、事業者がリスクを負担する		●
			地盤沈下に関するもの（自然災害によるものを除く）	民	当リスクを引き起こさないために必要な情報収集並びに調査の実施は事業者が行うべき業務と考えられるため、事業者が負担する。		●
		第三者賠償 リスク	事業者の業務に関する事故等	民	事業者に帰責事由があるリスクは事業者が負担する。		●
	それ以外のもの		不可抗力	市の業務に起因するリスク、または事業者があらかじめ予測し回避することができない損害については、市がリスクを負担する。	●		
	デフォルト リスク (事業の 延期・中止 リスク)	事業者の責によるもの	事業者の事業放棄・破綻や、契約違反・債務不履行によるもの	民	事業者の事由による債務不履行リスクは、事業者が負担する。		●
			事業者が提供するサービスの品質・利用しやすさが一定のレベルを下回った場合	民	事業者の事由による債務不履行リスクは、事業者が負担する。		●
			無許可での事業者の交代又は主要義務の違反	民	事業者の事由による債務不履行リスクは、事業者が負担する。		●
		公共の責によるもの	市の債務不履行	市	市の事由による債務不履行リスクは、市が負担する。	●	
	不可抗力リスク		戦争・内乱・軍事紛争	不可抗力	不可抗力事項については基本的には実施主体である市が責任を持つが、事業者も相応のリスクを負担する。	●	▲
			台風・風水害・地震・その他自然災害・第三者の行為（予測可能なもの）	不可抗力	台風・風水害等のうち、例年発生する程度の通常予測可能な範囲のものについては、事業者がその対応策を立て実施するものであり、リスクは原則として事業者が負担する。		●
			台風・風水害・地震・その他自然災害・第三者の行為（予測不可能なもの）	不可抗力	台風・風水害等のうち、通常予測不可能な範囲のものについては、基本的には実施主体である市が責任を持つが、事業者も相応のリスクを負担する。	●	▲

計画・設計段階	計画・設計リスク		市の提示条件、指示の不備・変更による設計変更	市	市の指示に関して発生するリスクは、市が負担する。	●	
			事業者の発注の際の指示、判断の不備による設計の変更	民	事業者の発注に関して発生するリスクは、事業者が負担する。		●
	測量・調査リスク		市が実施した測量・調査に関するもの	市	市実施部分の測量・調査から発生するリスクについては、市が負担する。	●	
			事業者が実施した測量・調査に関するもの	民	事業者実施部分の測量・調査から発生するリスクについては、事業者が負担する。		●
	資金調整リスク		必要な資金の確保に関するもの	民	必要な資金の確保は事業者に任されていることから、事業者が負担する。		●
			補助金の確保に関するもの	市	補助金の確保は市のコントロールの範囲内であることから、リスクは市が負担する。	●	
			市債の確保に関するもの	市	市債の確保は市のコントロールの範囲内であることから、リスクは市が負担する。	●	
	用地リスク	用地取得リスク	建設予定地の確保に関するもの及び、計画用地の形状等の変更に関するもの	市	建設予定地については市が用意することとなっていることから、市が負担する。	●	
		土壌汚染リスク	建設予定地の土壌汚染によるもの	市	建設予定地の土壌汚染については、事業者のコントロール外であることから、市が負担する。	●	
		地中埋設物リスク	地中の埋設物に関するもの	市	地中埋設物については、市の過去の事業に起因することから、市が負担する。	●	
建設段階	工事リスク	工事遅延リスク	工事が契約より遅延する、又は完工しないリスク	民	建設段階においては、事業者が事業のコントロールを握っていることから、事業者がリスクを負担する。		●
		工事監理リスク	工事内容の確認ミス等により生じる増加費用及び損害	民	事業者に委託した業務に起因するものであるため、事業者がリスクを負担する。		●
		工事費増大リスク	市の指示による工事費の増大・予算超過	市	市が指示したことから来る工事費増大リスクは、市が負担する。	●	
			上記以外の工事費の増大・予算超過	民	市の指示によるもの以外の工事費増大リスクは、建設を担当する事業者が負担する。		●
		性能リスク	要求仕様不適合（施工不良含む）	民	事業者に委託した業務に起因するものであるため、事業者がリスクを負担する。		●
		施設損傷リスク	所有権引渡し前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害	民	事業者に委託した業務に起因するものであるため、事業者がリスクを負担する。		●
		金利リスク	金利の変動	その他	建設期間中の金利のリスクは、事業者が負担する。		●
		物価リスク	インフレ・デフレ	その他	建設期間中の整備費に係る物価変動は、川越市建設工事標準請負契約約款に従い市が負担する。	●	

維持管理・運営段階	計画変更リスク	事業内容の変更に関するリスク	市	市の責めによる事業内容の変更に関するリスクは、市が負担する。	●	
	施設損傷リスク	劣化による損傷リスク	民	劣化に対し適切な維持管理を行なうことは事業者へ委託した業務であるため、事業者が負担する。		●
		事業者の維持管理業務に起因する事故・火災等による施設の損傷	民	事業者の責めによるものであり、事業者が負担する。		●
		市及び第三者の責めによる事故・火災等による施設の損傷	市 その他	施設管理者である市がリスクを負担する。	●	
	施設瑕疵リスク	供用開始後2年以内（ただし、事業者へ故意・重過失がある場合は10年以内）に、瑕疵が見つかった場合のリスク	民	維持管理期間中に施設の瑕疵が見つかった場合の瑕疵担保責任は民法上10年（鉄筋）であるが、一般の請負契約では完成後の引渡しから2年（鉄骨鉄筋コンクリート造）となっているため、2年以内については事業者がリスクを負担する		●
		供用開始後3年目以降（ただし、事業者へ故意・重過失がある場合は10年以降）に、瑕疵が見つかった場合のリスク	市	維持管理期間中に施設の瑕疵が見つかった場合の瑕疵担保責任は民法上10年（鉄筋）であるが、一般の請負契約では完成後の引渡しから2年（鉄骨鉄筋コンクリート造）となっているため、3年以降については市がリスクを負担する	●	
	性能リスク	業務要求水準の未達に関するリスク	民	事業者へ委託した業務に起因するものであるため、事業を受託した事業者が負担する。		●
	コスト増大リスク	市の責めによる事業内容、用途変更等に起因する維持管理及び運営コスト増大	市	市の責めによるものであり、市が負担する。	●	
		上記以外の要因による維持管理及び運営コストの増大	民	市が事業内容、用途の変更等を行なわなかったにもかかわらず生じたコストの増大は事業者が負担する。		●
		金利リスク	その他	当リスクは、事業者が負担する。		●
物価リスク		その他	物価変動を見込んで定期的にサービス購入料が改定されるので主に市がリスクを負担する。ただしサービス購入料の改定までの期間については事業者がリスクを負担する。	●	▲	

維持管理・運営段階	支払不履行リスク	市の支払不履行（支払いの遅延・不能）	市	市の責めによるものであり、市が負担する。	●		
	需要の変動リスク	運營業務における利用者数等の増減に関するもの	その他	運營業務に係る採算性確保は、事業者による運営内容及び利用者数想定等に依拠するところが大きく、コントロールを握っている事業者がリスクを負担する。		●	
	運営リスク	一般専用利用による利用者（参加者）の事故	その他				●
		個人利用及び事業者の専用利用による利用者（参加者）の事故	民	事業者のコントロール範囲であるため、事業者が負担する、			●
		市の事由による利用者からの苦情やトラブル等への対応	市	市の責めによるものであり、市が負担する。	●		
		上記以外の事由による利用者からの苦情やトラブル等への対応	民	事業者の責めによるものであり、事業者が負担する。			●
		運営時の周辺環境への配慮、住民対策、苦情処理に関するもの	民	当リスクは事業者がコントロールすべきものであり、事業者が負担する。			●
エネルギー供給リスク	余熱供給の停止・バックアップ設備のトラブル等に関するもの	市	施設で消費する代替燃料費は市が負担する。	●			